

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
I 共通規定	I 共通規定
1. （約定期間） この預金の約定期間は1か月以上5年以下の期間内または<u>7年もしくは</u>10年のいずれかで契約（満期日を設定）することができます。 2. （満期日の設定方式） 満期日の設定には、次の2つの方式があります。これにより設定してください。 （1）定型方式………預入日の1か月後、<u>2か月後</u>、3か月後、6か月後、1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、<u>7年後</u>、10年後のそれぞれの応当日を満期日とする約定期間のものをいいます。 （2）満期日指定方式………<u>預入日の1か月後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日の前日までの間の定型方式の満期日以外の日を満期日とする約定期間のものをいいます。</u> 3. （普通自由金利型定期預金M型の支払時期等） （1）普通自由金利型定期預金（M型）…（以下「普通スーパー定期」という。）は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。 （2）普通スーパー定期が預入期間3年以上の個人預金者の場合<u>には</u>、預入日から1年経過後は、<u>この</u>預金の一部を1万円単位で解約（これを以下「一部解約」という。）することができます。ただし、預入金額が300万円以上の場合には一部解約後のこの預金が300万円未満にならないものとします。 （3）普通スーパー定期について、自動解約入金方式を選択された場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。この場合、ご新規の際通帳の摘要欄に「自解」と記載します。 4. （自動継続等） （1）この預金（<u>「自由金利型定期預金（M型）」をいう。</u>）は、約定期間が「定型方式」のものについて自動継続の取扱いを選択することができます。 （2）自動継続自由金利型定期預金（M型）…（以下「自継スーパー定期」という。）は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自継スーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。継続時に、利息をお支払い（指定口座へ入金）する場合は「利払」、利息を元金に組入れる場合は「元加」と通帳の<u>摘要</u>欄に記載します。 （3）自継スーパー定期の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、<u>この預金</u>の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 （4）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。 （5）自継スーパー定期が預入期間3年以上の個人預金者の場合<u>には</u>、預入日から1年経過後は、この預金の一部を1万円単位で解約することができます。ただし、預入金額が300万円以上の場合には一部解約後のこの預金が300万円未満にならないものとします。また、一部解約後のこの預金は預入日（継続したときはその継続日）を起算して上記（2）（3）に準じて自動的に継続します。 5. （証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2）前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。 A. 他行を支払人または支払場所とするもの B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの （3）前項B.に該当しない小切手または手形（当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの）については、2027年4月1日以降は受け入れません。	1. （約定期間） この預金の約定期間は1か月以上5年以下の期間内または10年のいずれかで契約（満期日を設定）することができます。 2. （満期日の設定方式） 満期日の設定には、次の2つの方式があります。これにより設定してください。 （1）定型方式………預入日の1か月後、3か月後、6か月後、1年後、2年後、3年後、4年後、5年後、10年後のそれぞれの応当日を満期日とする約定期間のものをいいます。 （2）満期日指定方式 <u>A. 個人預入者の場合………預入日の1か月後の応当日の翌日から預入日の3年後の応当日の前日までの間の定型方式の満期日以外の日を満期日とする約定期間のものをいいます。</u> <u>B. 法人預入者の場合………預入日の1か月後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日の前日までの間の定型方式の満期日以外の日を満期日とする約定期間のものをいいます。</u> <u>※ただし、A、Bいずれの場合も預入日の2か月後の応当日は満期日に指定できません。</u> 3. （普通自由金利型定期預金M型の支払時期等） （1）普通自由金利型定期預金（M型）…（<u>第4条第2項で定義する自継スーパー定期以外の自由金利型定期預金を指し、</u>以下「普通スーパー定期」という。）は、通帳記載の満期日以後に利息とともに支払います。 （2）<u>預金者が個人である預入期間3年以上の</u>普通スーパー定期の場合、預入日から1年経過後は、預金の一部を1万円単位で解約（これを以下「一部解約」という。）することができます。ただし、預入金額が300万円以上の場合には一部解約後のこの預金が300万円未満にならないものとします。 （3）普通スーパー定期について、自動解約入金方式を選択された場合は、通帳記載の満期日に自動的に解約し、元利金はあらかじめ指定された預金口座に入金するものとします。この場合、ご新規の際通帳の摘要欄に「自解」と記載します。 4. （自動継続等） （1）この預金は、約定期間が「定型方式」のものについて自動継続の取扱いを選択することができます。 （2）自動継続自由金利型定期預金（M型）…（以下「自継スーパー定期」という。）は、通帳記載の満期日に前回と同一の期間の自継スーパー定期に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。継続時に、利息をお支払い（指定口座へ入金）する場合は「利払」、利息を元金に組入れる場合は「元加」と通帳の<u>摘要</u>欄に記載します。 （3）自継スーパー定期の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、<u>自継スーパー定期</u>の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。 （4）継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。 （5）<u>預金者が個人である預入期間3年以上の</u>自継スーパー定期の場合、預入日から1年経過後は、この預金の一部を1万円単位で解約することができます。ただし、預入金額が300万円以上の場合には一部解約後のこの預金が300万円未満にならないものとします。また、一部解約後のこの預金は預入日（継続したときはその継続日）を起算して上記（2）（3）に準じて自動的に継続します。 5. （証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。 （2）前項にかかわらず、2026年10月1日以降は、次に掲げる小切手または手形は受け入れません。 A. 他行を支払人または支払場所とするもの B. 当行を支払人または支払場所とするもののうち、2026年10月1日以降に振り出されたものまたは振出日の記載を欠くもの （3）前項B.に該当しない小切手または手形（当行を支払人または支払場所とし、2026年9月30日以前に振り出されたもの）については、2027年4月1日以降は受け入れません。

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
(4) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、 <u>(証券式の場合は、証券と引換えに)</u> 当店で返却します。	(4) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ当店で返却します。
6. (省略)	6. (省略)
7. (省略)	7. (省略)
8. (省略)	8. (省略)
9. (省略)	9. (省略)
10. (省略)	10. (省略)
11. (省略)	11. (省略)
12. (省略)	12. (省略)
13. (省略)	13. (省略)
14. (省略)	14. (省略)
<u>15. (証券の効力)</u> <u>証券式の場合、第3条第2項の満期日自動解約の方法で元利金をあらかじめ指定された預金口座に入金した後は、当該証券は無効となりますので、直ちに当店に返却してください。</u>	<u>(削除)</u>
<u>16. (通知等)</u> 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。	<u>15. (通知等)</u> 届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
<u>17. (規定の変更等)</u> この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。	<u>16. (規定の変更等)</u> この規定の各条項は、法令の変更その他相当の事由があると認められる場合には、預金者に通知することなく、変更できるものとします。この場合、店頭への表示その他相当の方法で公表することとし、変更日以降は、変更後の条項が適用されるものとします。
<u>II-1 「預入期間1か月以上3年未満の場合」の利息のお支払い①</u> <u>■以下の規定は、約定期間が1か月以上3年未満である「2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期」に適用されます。</u>	<u>II 「預入期間1か月以上3年未満の場合」の利息のお支払い</u> <u>(II-1とII-2の規定を統合し、IIとして規定するため削除)</u>
1. (普通スーパー定期の利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数 <u>(以下「約定日数」という。)</u> および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以後を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）に通帳記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。 ② 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 <u>(3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について<u>の次の</u>預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の③の利率により計算した利息額との差額を清算します。</u> ① <u>6か月未満……………解約日における普通預金の利率</u> ② <u>6か月以上1年未満……………約定利率×50%</u> ③ <u>1年以上……………約定利率×70%</u> <u>(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	1. (普通スーパー定期の利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以後を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日の1年後の応当日（以下「中間利払日」という。）に通帳記載の中間利払利率による中間利払額（以下「中間払利息」という。）を利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。 ② 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 <u>(3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u> <u>(4) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について<u>別表1に記載した</u>預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>末尾に別表1として記載</u> <u>(3)に変更</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
2.（自継スーパー定期の利息） （1）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数（<u>以下「約定日数」という。</u>）および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ．4.（3）の利率。以下「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、次により支払います。 ① 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合。 中間利払日に通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息の一部として次により支払います。また、中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。 A. 利払式の場合 中間払利息は、中間利払日に、満期払利息は満期日に指定口座へ入金します。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 B. 元加式の場合 中間払利息は、中間利払日にこの預金と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型定期預金（M型）に継続します。 ② 預入日の2年後の応当日以外の日を満期日とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 （2）継続を停止した場合の利息（預入日の2年後の応当日を満期日とした場合の中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 <u>（3）</u> 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について<u>前記Ⅱ-1. 1.（3）</u>の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 <u>ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と前記Ⅱ-1. 1.（3）③の利率により計算した利息額との差額を清算します。</u> <u>（4）</u> この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。	2.（自継スーパー定期の利息） （1）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ．4.（3）の利率。以下「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、次により支払います。 ① 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合。 中間利払日に通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息の一部として次により支払います。また、中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。 A. 利払式の場合 中間払利息は、中間利払日に、満期払利息は満期日に指定口座へ入金します。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 B. 元加式の場合 中間払利息は、中間利払日にこの預金と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。 満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型定期預金（M型）に継続します。 ② 預入日の2年後の応当日以外の日を満期日とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 （2）継続を停止した場合の利息（預入日の2年後の応当日を満期日とした場合の中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u> <u>（4）</u> 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について<u>別表1に記載した</u>預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。 末尾に別表として記載 <u>（3）に変更</u>
3.（中間利息定期預金） （1）中間利息定期預金の利息については、上記2. の規定を準用します。 （2）中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、次により取扱います。 ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。 ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。この場合、自継スーパー定期の自動継続扱いを停止します。 <u>④ とくに中間利息定期預金を通帳に記載の申出があった場合には、通帳への記載にかえて新たに中間利息定期預金証書を発行します。ただし、この場合には、上記2.（1）①Bの規定にかかわらず、この該当預金および中間利息定期預金は自動継続の取扱いを停止します。</u>	3.（中間利息定期預金） （1）中間利息定期預金の利息については、上記2. の規定を準用します。 （2）中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、次により取扱います。 ① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。 ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。この場合、自継スーパー定期の自動継続扱いを停止します。 （削除）

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
II-2 「預入期間1か月以上3年未満の場合」の利息のお支払い② ■以下の規定は、約定期間が1か月以上3年未満である「2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期」、「2024年4月1日以降に預入された自継スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期」に適用されます。	(II-1とII-2の規定を統合し、IIとして規定するため削除)
1. (普通スーパー定期の利息) (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」という。)および通帳記載の利率(以下「約定利率」という。)によって計算(単利方式)し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、預入日の2年後の応当日以後を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。 ① 預入日の1年後の応当日(以下「中間払日」という。)に通帳記載の中間利払利率による中間利払額(以下「中間払利息」という。)を利息の一部としてあらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。 ② 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数についての次の預入期間に応じた利率(ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。 ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と次の③の利率により計算した利息額との差額を清算します。 ① 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% ③ 1年以上2年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% ④ 2年以上……………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70% (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。	(IIの規定に統合) 末尾に別表1として記載 (IIの規定に統合)

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>2.（自継スーパー定期の利息）</u> <u>（1）この預金の利息は、預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数（以下「約定日数」という。）および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ. 4.（3）の利率。以下「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、次により支払います。</u> <u>① 預入日の2年後の応当日を満期日とした場合。</u> <u>中間利払日に通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息の一部として次により支払います。また、中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は満期日に支払います。</u> <u>A. 利払式の場合</u> <u>中間払利息は、中間利払日に、満期払利息は満期日に指定口座へ入金します。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>B. 元金式の場合</u> <u>中間払利息は、中間利払日にこの預金と満期日を同一にする預入期間1年の自由金利型定期預金（M型）（以下「中間利息定期預金」という。）とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。</u> <u>満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自由金利型定期預金（M型）に継続します。</u> <u>② 預入日の2年後の応当日以外の日を満期日とした場合の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</u> <u>（2）継続を停止した場合の利息（預入日の2年後の応当日を満期日とした場合の中間払利息を除く。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</u> <u>（3）当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅱ-2. 1.（3）の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u> <u>なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額と前記Ⅱ-1. 1.（3）③の利率により計算した利息額との差額を清算します。</u> <u>（4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅱの規定に統合）</u>
<u>3.（中間利息定期預金）</u> <u>（1）中間利息定期預金の利息については、上記2.の規定を準用します。</u> <u>（2）中間利息定期預金については、原則として通帳に記載しないこととし、次により取扱います。</u> <u>① 中間利息定期預金の内容については別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届出印鑑を兼用します。</u> <u>② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。この場合、自継スーパー定期の自動継続扱いを停止します。</u> <u>④ とくに中間利息定期預金を通帳に記載の申出があった場合には、通帳への記載にかえて新たに中間利息定期預金証書を発行します。ただし、この場合には、上記2.（1）①Bの規定にかかわらず、この該当預金および中間利息定期預金は自動継続の取扱いを停止します。</u>	<u>（Ⅱの規定に統合）</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
Ⅲ-1 「預入期間3年以上4年未満の場合」の利息のお支払い① ■以下の規定は、約定期間が3年以上4年未満である「2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期」に適用されます。	Ⅲ 「預入期間3年以上の場合」の利息のお支払い <u>(預入期間、預入日等により分けていたⅢ-1、Ⅲ-2、Ⅳ-1、Ⅳ-2、Ⅴ-1、Ⅴ-2の規定を統合し、新たにⅢとして規定するため削除)</u>
1. (普通スーパー定期の利息) (1) この預金の利息は、次により支払います。 ① 個人預入者の場合 A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について <u>次の</u> 預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 <u>a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</u> <u>b. 6か月以上1年未満……………約定利率×40%</u> <u>c. 1年以上1年6か月未満……………約定利率×50%</u> <u>d. 1年6か月以上2年未満……………約定利率×60%</u> <u>e. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×70%</u> <u>f. 2年6か月以上……………約定利率×90%</u> C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。 なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。 ② 法人預金者の場合 <u>A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について通帳記載の中間利払利率による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。</u> <u>B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</u> <u>D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-1. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。	1. (普通スーパー定期の利息) (1) この預金の利息は、次により支払います。 ① 個人預入者の場合 A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について別表2に記載した預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 末尾に別表2として記載 C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。 なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。 ② 法人預入者の場合 <u>A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、満期日以後にこの預金とともに支払います。ただし、この預金の中間払利息の支払いは次によります。また、自動解約入金方式を選択された場合の中間払利息も同様に取扱います。</u> <u>a. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。</u> <u>b. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</u> <u>B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について別表2に記載したの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
2.（自継スーパー定期の利息） （1）この預金の利息は、次により支払います。 ① 個人の場合 A. 預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.4.（3）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-1. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。 ② 法人の場合 <u>A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。</u> B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 C. 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-1. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。 （2）継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 （3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。	2.（自継スーパー定期の利息） （1）この預金の利息は、次により支払います。 ① 個人預入者の場合 A. 預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.4.（3）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について別表2に記載したの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。 ② 法人預入者の場合 <u>A. 預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記1.4.（3）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって計算（単利方式）し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、この預金の中間払利息の支払いは、次によりします。</u> a. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切り捨てます。）によって計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。 b. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 c. 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。 <u>B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について別表2に記載した預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> （2）継続を停止した場合の利息（<u>中間払利息を除く。</u>）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。 （3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>Ⅲ-2 「預入期間3年以上4年未満の場合」の利息のお支払い②</u> <u>■以下の規定は、約定期間が3年以上4年未満である「2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期」継続された自動継続分、「2024年4月1日以降に預入された自継スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期」に適用されます。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合するため削除）</u>
<u>1. （普通スーパー定期の利息）</u> <u>（1）この預金の利息は、次により支払います。</u> <u>① 個人預入者の場合</u> <u>A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</u> <u>B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。</u> <u>なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</u> <u>b. 6か月以上1年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70%</u> <u>c. 1年以上2年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70%</u> <u>d. 2年以上3年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70%</u> <u>e. 3年以上……………預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70%</u> <u>C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。</u> <u>② 法人預金者の場合</u> <u>A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について通帳記載の中間払利率による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。</u> <u>B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</u> <u>D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-2. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間払払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> <u>（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合）</u> <u>末尾に別表2として記載</u> <u>（Ⅲの規定に統合）</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>2.（自継スーパー定期の利息）</u> <u>（1）この預金の利息は、次により支払います。</u> ① 個人の場合 A. <u>預入日（継続したときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ-4.（3）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> B. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-2. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> C. <u>一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。</u> ② 法人の場合 A. <u>預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。</u> B. <u>中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> C. <u>中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</u> D. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-2. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> <u>（2）継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</u> <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合）</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>IV-1 「預入期間4年以上5年未満の場合」の利息のお支払い①</u> <u>■以下の規定は、約定期間が4年以上5年未満である「2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期」に適用されます。</u> <u>1. （普通スーパー定期の利息）</u> <u>（1）この預金の利息は、次により支払います。</u> <u>① 個人預金者の場合</u> <u>A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。</u> <u>B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率</u> <u>b. 6か月以上1年未満……………約定利率×10%</u> <u>c. 1年以上2年未満……………約定利率×20%</u> <u>d. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×30%</u> <u>e. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×40%</u> <u>f. 3年以上……………約定利率×70%</u> <u>C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。</u> <u>② 法人預金者の場合</u> <u>A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載の中間払利率による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。</u> <u>B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</u> <u>D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記IV-1. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間払払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> <u>（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合）</u>
	<u>末尾に別表2として記載</u>
	<u>（Ⅲの規定に統合）</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>2.（自継スーパー定期の利息）</u> <u>（1）この預金の利息は、次により支払います。</u> <u>① 個人の場合</u> <u>A. 預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ. 4.（3）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅳ-1. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。</u> <u>② 法人の場合</u> <u>A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。</u> <u>B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>C. 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</u> <u>D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅳ-1. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> <u>（2）継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</u> <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合）</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
IV-2 「預入期間4年以上5年未満の場合」の利息のお支払い② ■以下の規定は、約定期間が4年以上5年未満である「2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期」継続された自動継続分、「2024年4月1日以降に預入された自継スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期」に適用されます。	(Ⅲの規定に統合するため削除)
1. (普通スーパー定期の利息) (1) この預金の利息は、次により支払います。 ① 個人預金者の場合 A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 a. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 b. 6か月以上1年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% c. 1年以上2年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% d. 2年以上3年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70% e. 3年以上4年未満……………預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70% f. 4年以上……………預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70% C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。 ② 法人預金者の場合 A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について、通帳記載の中間払利率による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。 B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。 C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。 D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅲ-2. 1. (1) ①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。 (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。 (3) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。	(Ⅲの規定に統合) 末尾に別表2として記載 (Ⅲの規定に統合)

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>2.（自継スーパー定期の利息）</u> <u>（1）この預金の利息は、次により支払います。</u> <u>① 個人の場合</u> <u>A. 預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ-4.（3）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅳ-2. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。</u> <u>② 法人の場合</u> <u>A. 預入日の1年後の応当日に預入日から預入日の1年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の2年後の応当日に預入日の1年後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日数について、また預入日の3年後の応当日に預入日の2年後の応当日から預入日の3年後の応当日の前日までの日数について通帳記載の中間利払利率（継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の約定利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。）による中間払利息を利息（単利方式により計算）の一部として支払います。</u> <u>B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>C. 中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</u> <u>D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅳ-2. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> <u>（2）継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</u> <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合）</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
V-1 「預入期間5年以上の場合」の利息のお支払い① ■以下の規定は、約定期間が5年以上である「2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期」に適用されます。 1. （普通スーパー定期の利息） （1）この預金の利息は、次により支払います。 ① 個人預金者の場合 A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 a. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 ア. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上2年未満……………約定利率×10% ウ. 2年以上2年6か月未満……………約定利率×20% エ. 2年6か月以上3年未満……………約定利率×30% オ. 3年以上4年未満……………約定利率×40% カ. 4年以上5年未満……………約定利率×70% b. 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 ア. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上2年未満……………約定利率×10% ウ. 2年以上3年未満……………約定利率×20% エ. 3年以上4年未満……………約定利率×30% オ. 4年以上5年未満……………約定利率×40% カ. 5年以上6年未満……………約定利率×60% キ. 6年以上7年未満……………約定利率×70% c. 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 ア. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上2年未満……………約定利率×10% ウ. 2年以上3年未満……………約定利率×20% エ. 3年以上4年未満……………約定利率×30% オ. 4年以上5年未満……………約定利率×40% カ. 5年以上6年未満……………約定利率×50% キ. 6年以上7年未満……………約定利率×60% ク. 7年以上8年未満……………約定利率×70% ケ. 8年以上9年未満……………約定利率×80% コ. 9年以上10年未満……………約定利率×90%	（Ⅲの規定に統合するため削除） （Ⅲの規定に統合） 末尾に別表2として記載

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。</u> <u>② 法人預金者の場合</u> <u>A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。</u> <u>B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取の場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</u> <u>D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V-1. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> <u>（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合）</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>2.（自継スーパー定期の利息）</u> <u>（1）この預金の利息は、次により支払います。</u> ① 個人の場合 A. <u>預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ-4.（3）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> B. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅴ-1. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> C. <u>一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。</u> ② 法人の場合 A. <u>預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</u> B. <u>中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> C. <u>中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</u> D. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記Ⅴ-1. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> <u>（2）継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</u> <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合）</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
V-2 「預入期間 5 年以上の場合」の利息のお支払い② ■以下の規定は、約定期間が5年以上である「2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期」、「2024年4月1日以降に預入された自継スーパー定期」および「2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期」に適用されます。	(Ⅲの規定に統合するため削除)
1. (普通スーパー定期の利息) (1) この預金の利息は、次により支払います。 ① 個人預金者の場合 A. 預入日から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（以下「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。 B. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。 a. 預入日の5年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 ア. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満……預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% ウ. 1年以上2年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% エ. 2年以上3年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70% オ. 3年以上4年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70% カ. 4年以上5年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70% b. 預入日の7年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 ア. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満……預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% ウ. 1年以上2年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% エ. 2年以上3年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70% オ. 3年以上4年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70% カ. 4年以上5年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70% キ. 5年以上7年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「5年」利率×70% c. 預入日の10年後の応当日を満期日としたこの預金の場合 ア. 6か月未満……………解約日における普通預金の利率 イ. 6か月以上1年未満……預入日における店頭表示のこの預金の「6か月」利率×70% ウ. 1年以上2年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「1年」利率×70% エ. 2年以上3年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「2年」利率×70% オ. 3年以上4年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「3年」利率×70% カ. 4年以上5年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「4年」利率×70% サ. 5年以上7年未満…………預入日における店頭表示のこの預金の「5年」利率×70% シ. 7年以上10年未満……預入日における店頭表示のこの預金の「7年」利率×70%	(Ⅲの規定に統合) 末尾に別表2として記載

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>C. 一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおり計算し残元金とともに支払います。</u> <u>② 法人預金者の場合</u> <u>A. 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日以後に支払います。</u> <u>B. 中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> <u>C. 中間払利息を差引いた利息の残額は満期日以後にこの預金とともに支払います。</u> <u>D. 当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息預入日から解約日の前日までの日数について前記V-2. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> <u>（2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。</u> <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合）</u>

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前	変更後
<u>2.（自継スーパー定期の利息）</u> <u>（1）この預金の利息は、次により支払います。</u> ① 個人の場合 A. <u>預入日（継続をしたときはその継続日、以下同じ）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記Ⅰ-4.（3）の利率。以下これらを「約定利率」という。）によって預入日から6か月ごとに利息を元加する6か月複利の方法により計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または、満期日に元金に組入れて継続する方法により支払います。ただし、利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> B. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V-2. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって6か月複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。</u> C. <u>一部解約の場合には、その利息は、上記Bのとおり計算し一部解約元金とともに支払います。なお、一部解約後の元金についての利息は、上記Aのとおりとします。</u> ② 法人の場合 A. <u>預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳記載の中間利払利率によって計算（単利方式）した中間払利息を利息の一部として、各中間利払日に支払います。</u> B. <u>中間払利息は、あらかじめ指定された預金口座に入金します。ただし、中間払利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。</u> C. <u>中間払利息を差引いた利息の残額（以下「満期払利息」という。）は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。</u> D. <u>当行がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について前記V-2. 1.（1）①Bの預入期間に応じた利率（ただし、解約日における普通預金の利率を下回るときは、解約日における普通預金の利率とします。なお、小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算（単利方式）し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、中間払利息額（中間利払日が複数ある場合は、各中間払利息の合計額）と期限前解約利息額との差額を清算します。</u> <u>（2）継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。</u> <u>（3）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。</u>	<u>（Ⅲの規定に統合）</u>
以 上	以 上

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前

変更後

新設

別表 1 預入期間3年未満のスーパー定期預金の期限前解約利率

・2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期

・2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期

約定期間	1か月以上 3年未満	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	7年	10年
預入期間						
6か月未満	解約日の普通預金利率					
1年未満	約定利率×50%	約定利率×40%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
1年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×50%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
2年未満	約定利率×70%	約定利率×60%	約定利率×20%	約定利率×10%	約定利率×10%	約定利率×10%
2年6か月未満	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×20%	約定利率×20%
3年未満	約定利率×70%	約定利率×90%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×20%	約定利率×20%

※中間利払を行っている場合は、中途解約時に支払済みの中間払利息額と期限前解約利息額を清算します。
(中間払利息額が期限前解約利息額を上回る場合、差額分を定期預金元金より差し引きます。)

・2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期、および、自継スーパー定期

・2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期

預入期間	期限前解約利率
6か月未満	解約日の普通預金利率
1年未満	預入日におけるスーパー定期「6か月」店頭金利×70%
2年未満	預入日におけるスーパー定期「1年」店頭金利×70%
3年未満	預入日におけるスーパー定期「2年」店頭金利×70%

※中間利払を行っている場合は、中途解約時に支払済みの中間払利息額と期限前解約利息額を清算します。
(中間払利息額が期限前解約利息額を上回る場合、差額分を定期預金元金より差し引きます。)

新設

■自由金利型定期預金（M型）規定……スーパー定期

変更前

変更後

別表2 預入期間3年以上のスーパー定期預金の期限前解約利率

・2024年3月31日以前に預入された普通スーパー定期

・2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来していない自継スーパー定期

約定期間 預入期間	3年以上 4年未満	4年以上 5年未満	5年	7年	10年
4年未満	約定利率×90%	約定利率×70%	約定利率×40%	約定利率×30%	約定利率×30%
5年未満	—	約定利率×70%	約定利率×70%	約定利率×40%	約定利率×40%
6年未満	—	—	—	約定利率×60%	約定利率×50%
7年未満	—	—	—	約定利率×70%	約定利率×60%
8年未満	—	—	—	—	約定利率×70%
9年未満	—	—	—	—	約定利率×80%
10年未満	—	—	—	—	約定利率×90%

※中間払を行っている場合は、中途解約時に支払済みの中間払利息額と期限前解約利息額を清算します。
(中間払利息額が期限前解約利息額を上回る場合、差額分を定期預金元金より差し引きます。)

・2024年4月1日以降に預入された普通スーパー定期、および、自継スーパー定期

・2024年3月31日以前に預入され、2024年4月1日以降に満期日が到来し自動継続された自継スーパー定期

預入期間	期限前解約利率
4年未満	預入日におけるスーパー定期 「3年」 店頭金利×70%
5年未満	預入日におけるスーパー定期 「4年」 店頭金利×70%
7年未満	預入日におけるスーパー定期 「5年」 店頭金利×70%
10年未満	預入日におけるスーパー定期 「7年」 店頭金利×70%

※中間払を行っている場合は、中途解約時に支払済みの中間払利息額と期限前解約利息額を清算します。
(中間払利息額が期限前解約利息額を上回る場合、差額分を定期預金元金より差し引きます。)

新設